

総務委員会資料

公共施設使用料について

令和 7 年 1 1 月

財務部 財政課

目 次

1	はじめに	4
2	公共施設の現状	5
	(1) 施設のコストと利用者数について	5
	(2) 施設の受益者負担の状況	6
	(3) 公共施設の課題	7
3	使用料改定の基本的な考え方	8
4	新たな取組み	10
5	改定時期等	10

参考資料

1	施設の性質別負担割合	12
2	使用料改定の経緯	14

1 はじめに

本市は、これまでに市民生活に必要なインフラ整備のほか、市民福祉の向上のため、文化施設、スポーツ施設、コミュニティ施設などの様々な公共施設を整備してきました。これらの施設は市民共有の財産として、多くの市民に利用されており、サービスの向上と維持管理費の縮減を図るため、指定管理者制度及び利用料金制の導入を進めるなど、民間のノウハウを活用した効率的な施設運営に取り組んできました。

今後、公共施設の老朽化に伴う更新費用や、物価高騰等に伴う維持管理費の増加が見込まれています。引き続き、市民ニーズの変化を的確に把握しつつ、効率的な維持管理を行っていく必要があります。

公共施設は、維持管理費等の一部を使用料として施設利用者に負担していただき、運営されています。こうした使用料は受益者負担を基本に、維持管理費などを算定基準として、概ね5年を目途に見直しを実施してきました。しかしながら、直近では平成29（2017）年度に使用料の全庁的な見直しを行った後、「行財政改革プラン2021-2025」において、計画期間中に改定することとしていたものの、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による市民生活への影響を考慮し、今年度まで見直しを見送ってきました。

前回の見直しから8年が経過し、物価高騰等の影響により施設コストが増加している状況を踏まえ、将来に亘って公共施設を適切に運営していくため、受益者負担の適正化の観点から、改めて使用料改定の基本的な考え方をまとめました。

2 公共施設の現状

(1) 施設のコストと利用者数について

施設の利用者数と施設の総コストについて、前回見直しの考え方を整理した際に使用した決算値である平成28年度と、直近の決算値である令和6年度の状況を比較しました。

$$\text{施設の総コスト} = \text{維持管理費} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

施設の利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少したものの、現在は回復傾向にあります。

施設の総コストは、減価償却の終了に伴い減少している施設もある一方、老朽化に伴う修繕費のほか、物価上昇による維持管理費の増などにより、多くの施設で増加しています。今後もこうした状況が継続することで、施設の総コストの増加が見込まれます。

○主な施設の利用者数と施設の総コストの比較

区分	施設名称	平成28年度		令和6年度		増減率	
		利用者数 (人)	施設の 総コスト (千円)	利用者数 (人)	施設の 総コスト (千円)	利用者数	施設の 総コスト
		(A)	(B)	(C)	(D)	(C)/(A)	(D)/(B)
文化	公会堂	71,875	31,456	67,381	47,960	93.7%	152.5%
	穂の国とよはし芸術劇場	195,169	218,483	150,787	254,922	77.3%	116.7%
	ライフポートとよはし (コンサートホール・中ホール)	106,730	120,213	77,854	167,038	72.9%	139.0%
スポーツ	岩田総合球技場	121,885	89,824	123,546	75,940	101.4%	84.5%
	地区体育館(10館)	393,626	169,837	381,741	178,951	97.0%	105.4%
	総合体育館	241,289	208,450	253,679	203,817	105.1%	97.8%
コミュニティ	校区市民館(50館)	1,043,144	262,865	872,310	229,519	83.6%	87.3%
	生涯学習センター(22館)	927,927	308,807	870,794	347,023	93.8%	112.4%
	市民センター	92,484	61,290	109,520	70,954	118.4%	115.8%
教育	青少年センター	53,127	62,560	58,807	55,556	110.7%	88.8%
	野外教育センター	11,962	21,374	8,946	40,885	74.8%	191.3%
その他	二川宿本陣資料館	45,208	90,200	18,976	66,262	42.0%	73.5%
	りすば豊橋	206,974	155,960	161,471	84,151	78.0%	54.0%
	プラネタリウム	22,628	36,120	30,379	72,721	134.3%	201.3%

(2) 施設の受益者負担の状況

令和6年度の施設コストから、施設の性質別負担割合に基づく受益者負担額を算出し、使用料収入（減免額を含む。）と比較することで、受益者負担の状況を確認しました。

ほとんどの施設で、使用料収入では受益者が負担すべき額が賄えていない状況となっています。

$$\text{施設コスト} = \text{施設の総コスト} \times \text{使用料対象面積}(\text{※1}) / \text{施設の総面積}$$

※1 「貸室」など専用部分に加え、廊下やトイレなどの「共通部分」を専用部分で按分し算出。

$$\text{受益者負担額} = \text{施設コスト} \times \text{性質別負担割合}(\text{※2})$$

※2 施設の性質に応じ受益者が負担する割合（参考資料1 参照）。

○主な受益者負担の状況（令和6年度）

区分	施設名称	施設コスト (千円)	性質別 負担 割合	受益者負担額 (千円)	使用料収入 (減免額を含む) (千円)	収支不足額 (千円)
		(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	(H)	(H) - (G)
文化	公会堂	35,011	75%	26,258	15,659	△ 10,599
	穂の国とよはし芸術劇場	155,502	75%	116,627	92,663	△ 23,964
	ライフポートとよはし (コンサートホール・中ホール)	140,312	75%	105,234	43,133	△ 62,101
スポーツ	岩田総合球技場	75,859	75%	56,894	17,445	△ 39,449
	地区体育館(10 館)	174,575	75%	130,931	44,456	△ 86,475
	総合体育館	199,740	75%	149,805	85,021	△ 64,784
コミュニティ	校区市民館(50 館)	208,862	50%	104,431	2,196	△ 102,235
	生涯学習センター(22 館)	326,201	50%	163,101	34,705	△ 128,396
	市民センター	65,278	50%	32,639	7,460	△ 25,179
教育	青少年センター	52,778	50%	26,389	2,965	△ 23,424
	野外教育センター	27,393	50%	13,697	1,209	△ 12,488
その他	二川宿本陣資料館	54,335	50%	27,167	5,771	△ 21,396
	りすば豊橋	79,944	75%	59,958	67,303	7,345
	プラネタリウム	30,543	75%	22,907	6,073	△ 16,834

(3) 公共施設の課題

本市はこれまでも指定管理者制度の導入など、民間のノウハウも活用した効率的な施設運営に取り組んできました。しかしながら、施設運営に係る経費はエネルギー価格をはじめとした物価高騰や人件費の上昇のほか、感染症や遮熱への対応の追加等により増加を続けています。他方、新型コロナウイルス感染症の影響で低下した施設の稼働率は回復傾向にあるものの、以前の水準には戻っていない施設が多くあります。また、昭和40年代から50年代にかけて建設された数多くの施設は老朽化が進んでおり、施設保全に要する経費についても増加が見込まれています。

以上のとおり、本市の公共施設を取り巻く状況は厳しさを増しており、施設運営の更なる効率化を図り、維持管理・更新費用の増加抑制に努めることに加え、施設利用者の費用負担について、利用者以外及び将来世代との間での公平性を図るという観点から見直しを行う必要が生じています。

3 使用料改定の基本的な考え方

公共施設の現状を踏まえ、施設の性格や受益の程度に応じたより適正な負担となるよう、現行の使用料を次のとおり改定します。

(1) 基本的な考え方

平成29年度に行った使用料の全庁的な見直しにおいて、使用料の算定方法について整理しました。引き続き、施設の維持管理に係る経費の増加や、将来の施設の維持管理・更新に備える必要があることから、改定率の算出方法及び改定対象については、前回の考え方を踏襲します。また、算定結果が現行の使用料に比べて大幅な増額となる場合に、施設利用の低下を防ぐとともに、利用者の急激な負担の増加に対する激変緩和措置として、前回に引き続き改定率の上限を設けます。

改定率の上限について

これまでの改定においても激変緩和措置を講じて見直しを行ってきましたが、前回改定から8年が経過し、その間の社会情勢の変化に伴う物価上昇等もあり、施設コストが増大しています。令和6年度の状況をみると、改定検証対象の使用料のうち、改定率が200%を超えるものが全体の約70%を占めています。これらの状況を踏まえ、改定率の上限を前回見直し時の150%から200%に引き上げます。

近隣自治体と相互利用が可能な施設については、施設利用への影響や他自治体の状況を考慮し、別途改定率の上限を設けます。上記の改定率上限200%を適用して算定した改定後使用料が、近隣市町村類似施設平均使用料の150%を超過する場合は、当該平均使用料の150%を上限とします。

<使用料の算定方法>

No	項目	内容
1	施設コスト	○貸室を基本とする施設の施設コスト (維持管理費 + 人件費 + 減価償却費) × (使用料対象面積 ※ / 総面積) ※「貸室」など専用部分に加え、廊下やトイレなどの「共通部分」を按分し算出。 ○入場者を基本とする施設の施設コスト (維持管理費 + 人件費 + 減価償却費)
2	受益者負担額	受益者負担額 = 施設コスト × 施設の性質に応じた負担割合
3	基準となる使用料額	○貸室を基本とする施設 減免額を加えた使用料決算額を基に算定 ○入場者を基本とする施設 過去の入場者数の実績を基に算定
4	改定率	改定率 = 受益者負担額 ÷ 基準となる使用料額
5	改定対象	改定率 110%を超える施設 ※年度間の施設コストの変動などを勘案し設定
6	激変緩和措置	○改定率上限 200% ○近隣市町村類似施設平均使用料の 150%を超過する場合は、当該平均使用料の 150%を上限

※使用料収入のうち減価償却費相当分について、公共施設等整備基金に積み立て、将来において必要となる公共施設の整備・更新等に備えます。

4 新たな取組み

(1) 連続使用時における隙間時間への使用料設定

現在、午前区分(午前9時から正午)と午後区分(午後1時から午後4時)などの使用料区分の隙間となっている時間について、連続使用する場合、その隙間時間についても施設を占有していることを踏まえ、新たに料金設定を行い、当該使用料相当額を利用者に負担を求めることで受益者負担の適正化を図ります。

(2) 市外利用者割増料金の設定

使用料算定の基本的な考え方では、施設の総コストに受益者負担割合を乗じて算出していますが、受益者負担以外のコストに対しては公費(税金)で負担していることから、市外の利用者に応分の負担を求めることで、市民との負担の適正化を図ります。

具体的には、参考資料1に示している施設の性質別負担割合の区分において、生活上の必需性が「Ⅲ選択的」かつ、民間による提供の可能性が「A非市場的」「B中間」に分類される施設において、まずは貸室の専用使用料に対して導入します。割増率については、受益者負担率が50%の施設は通常使用料の2倍、75%の施設は通常使用料の1.5倍の金額とします。

5 改定時期等

【条例改正】

令和7年12月議会 議案提案

【施行時期】

令和8年4月1日 施行(周知期間 3か月)

※ただし、指定管理者において利用料金制を導入している施設については、次期指定管理者の基本協定の締結時期にあわせ、条例を改正、施行します。

参考資料

施設の性質別負担割合

①性質別分類

公共施設は、その設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合とを設定する必要があります。

そこで、平成26年度に施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定しました。

□「必需性（日常生活上の必要性）」

必需性が高い施設	…	基礎的な行政サービスを提供し、多くの市民が必要とする施設
必需性が低い施設	…	個人の価値観に応じて選択的に利用する施設

多くの市民が必要とする施設は、公費の負担割合を高く設定し、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。

□「市場性（民間による提供の可能性）」

市場性が低い施設	…	同様のサービス提供が民間では困難な施設
市場性が高い施設	…	同様のサービス提供が民間でも可能な施設

同様のサービス提供を民間で行うことが困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担を低く設定します。一方、民間でも提供が可能な施設は、使用料を低く抑えることにより、民間事業者の参入を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

②受益者の負担割合

受益者の負担割合は、「必需性」、「市場性」の二つの視点からそれぞれ3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分します。

【施設の性質別負担割合】

非市場的 (公益的) 民間による提供の可能性 ↑ ↓ 市場的 (私益的)	A 非市場的	<50%> [教育施設] 野外教育センター、 少年自然の家、 青少年センター [その他の施設] 二川宿本陣資料館、 総合動植物公園	<25%>	<0%> 道路、河川、 小中学校（学校開放除く）、 図書館（貸室除く）、 交通児童館、 老人福祉センター、 斎場（火葬料金等別途）
	B 中間	<75%> ※ [文化施設] [スポーツ施設] [福祉施設] [授業料] [その他の施設]	<50%> [コミュニティ施設] 市民センター、 生涯学習センター、 校区市民館	<25%> 斎場（多目的室利用）
	C 市場的	<100%> 公共駐車場、 市営墓地、市営住宅	<75%>	<50%>
		Ⅲ 選択的	Ⅱ 中間	Ⅰ 必需的
		選択的 生活上の必要性 ⇔ 必需的		

※[文化施設]

市民文化会館、公会堂、三の丸会館、西川芸能練習場、穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋、
ライフポート（コンサートホール・中ホール、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館）

[スポーツ施設]

屋内プール・アイスアリーナ、トレーニングセンター、岩田総合球技場、総合運動場、武道館、
総合体育館、地区体育館、万場調整池庭球場

[福祉施設]（障害者等福祉関係者以外の会議室等の利用）

総合福祉センター、障害者福祉会館、更生保護会館

[授業料]

看護専門学校、豊橋市立高等学校、家政高等専修学校

[その他の施設]

こども未来館、保健所・保健センター、りすば豊橋、職業訓練センター、視聴覚センター、
図書館（会議室）、美術博物館、自然史博物館、商家「駒屋」、産業人材育成センター、まちなか広場、
地域振興施設（道の駅とよはし）、動物愛護センター

使用料改定の経緯

見直し年度	内容
平成 9 年度	<改定率等> 概ね 2 % 消費税の引上げ（3 %→5 %）への対応
平成 1 9 年度	<改定率等> 据え置き
平成 2 6 年度	<改定率等> 概ね 3 % 消費税の引上げ（5 %→8 %）への対応
	<改定率等> 概ね 1 3 0 ～ 1 5 0 % 近隣都市・市内の類似施設と比較して大きく乖離がみられる施設について見直し 地区市民館 概ね 1 3 0 % 総合運動場（軟式庭球場、市民プール等） トレーニングセンター（テニスコート） など 概ね 1 5 0 %
平成 3 0 年度 、 令和 4 年度	<改定率等> 概ね 1 5 0 % 受益者負担額と使用料収入を比較して大きく乖離がみられる施設について見直し 公会堂、ライフポートとよはし、総合体育館、 地区体育館、地区市民館 など
令和元年度	<改定率等> 概ね 2 % 消費税の引上げ（8 %→1 0 %）への対応